

個人情報保護に関する特約条項

(定義)

第1条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、乙の派遣労働者等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

(再依頼の禁止)

第3条 乙は、個人情報に関する業務を他へ依頼してはならない。

(立入調査)

第4条 甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の職員等の個人情報の保護に係る指導及び管理状況を立入調査することができる。

2 前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育及び契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

(派遣元名の公表措置及び損害賠償義務)

第5条 乙及び乙の派遣労働者等が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、甲は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は懈怠^{けたい}に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

(その他)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。